討議資料　大規模問題の解決をめざして
～分割・新設による適正規模の実現を！～

学童保育の大規模が各地で深刻な問題となっています。厚生労働省も適正な人数規模への移行を図る趣旨から、71人以上の学童保育については、2010年度をもって補助金を打ち切る方針を示しています。大規模学童保育の分割・新設は緊急の課題となっています。

この問題の解決を図るため、県連協では、８月に県内全市町村に「大規模学童保育（放課後児童クラブ）問題についての調査」を依頼し、集計結果をまとめました。9月には、啓発チラシ「大規模問題は待ったなし！2008年度中に市町村に方針を持たせよう！」を配付しました。

この度、このとりくみの一環として、地域で大規模問題をとりくむに当たっての「討議資料」を作成しました。地域連絡協議会や各クラブ、指導員会などで広くご活用下さい

（ページ）

１．「大規模問題・2010年問題」って何？ ---------- 2
２．改めて、大規模学童保育はどうして問題なのか？ ---------- 3
３．県内の大規模学童保育の実態と市町村の現段階での動き ---------- 4
４．分割・新設に向けた各地のとりくみ ---------- 5
５．分割・新設のとりくみを進めるために ---------- 9
資料 ---------- 11

埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854　さいたま市大宮区桜木町４－１００５

TEL 048-644-1571　FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/　Email：gakudoust@yahoo.co.jp

2008年12月20日作成

１,「大規模問題・2010年問題」って何？

（１）厚生労働省は、2010年度には71人以上のクラブは補助金廃止！

大規模問題を適正規模で分割を進める観点から厚生労働省は、２０１０年度をもって、補助金を廃止することで促そうとしています。

○補助単価等の見直し　子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、**適正な人数規模への移行**を図るため、７１人以上の大規模クラブについては、３年間の経過措置後、補助を廃止し、**規模の適正化（分割等）**の促進を図る。**（２００６年１２月２１日　厚生労働省の説明）**

２０１０年４月時点で分割を図るためには、０９年度予算の中に施設建設費等を実現させなくてはなりません。そのためには、今から市町村に対するはたらきかけを進める必要があります。

（２）適正規模　県は「40人を限度」「児童１人につき設備を除いて1.65㎡以上」

学童保育は放課後の子どもたちのが生活する場所ですから、自ずと適正規模があります。県内では以下のような見解があります。

□埼玉県放課後児童クラブ運営基準　「集団活動を指導できる規模は**４０人を限度**」、併せて「必要面積－児童１人につき設備部分を除いて１.６５㎡（畳１畳分）以上」（※資料１参照）

□上尾市学童保育所管理運営プロジェクトチーム　「1クラブに対応可能な児童数は**６０人以下**」

□さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱　「施設の定員を原則として…**５０人以下**」

今回の「２０１０年問題･７１人問題」を考える時に、７０人以内だからよいと考えるのではなく、子どもの生活にとっての適正規模は４０人程度、児童の生活スペースは最低1.６５㎡以上を確保する観点も忘れないようにしたいです。

２，改めて、大規模学童保育はどうして問題なのか？

（１）子どもたちの生活や関わりにおいて

１．密集しすぎてストレスがたまり、些細なことでケンカが多くなってしまう。

２．みんなが集まったときなどは、１人ひとりの声が大きくなって全体的にうるさくなってしまう。テンションも高い。耳をふさぐ子や学童に行きたくないという子もでてきてしまった。

３．雨の日などの保育は部屋の中が騒々しくなり落ち着かない。

４．おとなしい性格の子や上級生が指導員に遠慮してしまい、相談事等があっても上級生に圧倒されても指導員に頼ってこられない。

５．同学年の横のつながりだけでも十分に遊べてしまい、異年齢の関わりが減り、子ども同士で名前を覚えられないなどお互い無関心になる。

６．指導員が把握できない小さなケガが多くなった（しばらくあとで気がつくことも多い）。

（２）指導員の仕事や子どもたちとの関わりにおいて

１．誰が何時に帰るか？習いごとに行くか？などの把握がしきれない。

２．出欠確認に時間がかかる。

３．大勢をまとめることが精一杯で１人ひとりとゆったり関わることができない。子どもたちから話しかけられると「ちょっと待って！」と後回しにしてしまう。

４．子どもたちの様子を指導員で共有しきれない（保護者に言われて気づくことがある）。

５．いろいろな取り組みの中で、子どもたちに段階を踏ませてやらせたい思いはあるが、今までやりきれてきたことが、班の数や人数が多いためにできないことが多くなった。

（３）施設面から考えて

１．子どもたちがゆったりできるスペースがない。疲れて帰ってきた子どもがホッとできない

２．部屋の中で遊ぶことも規制せざるを得ない

３．ロッカーが足りない（付け足すうちに窓がふさがっていく）

４．水道やトイレなども混んでしまう　おやつや、お昼の時に歩くスペースがなくぶつかる

３，県内の大規模学童保育の実態と市町村の現段階での動き

（１）県内の大規模学童保育の実態（※２００８年度、県連協調べ）

県内の学童保育においては、７１人以上が１４０カ所、１６.８％に上り、６０～７０人規模も１２２カ所、１４.６％。合わせて３割を越えています。子どもたちの安心・安全な生活の場が脅かされています。学童保育の数は昨年から今年にかけて２９カ所増えました。分割も少しずつ増えています。しかし、７１人以上のクラブ数は昨年も１４０カ所で、減りませんでした。大規模化がますます進んでいます。

児童数	～19	～39	～49	～59	～70	71～
箇所数	36	217	163	156	122	140
	4.3%	26.0%	19.5%	18.7%	14.6%	16.8%

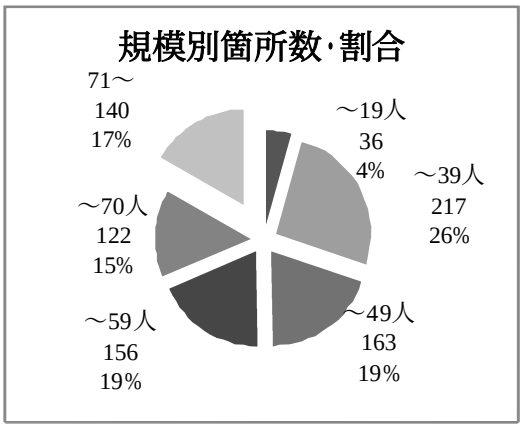

（２）市町村も分割・新設の動き（※２００８年度、県連協調べ）

県連協の緊急調査によると、７１人以上のクラブがあると答えた３７市町のうち、２７市町、なんと４分の３が、「分離増設計画がある」と答えています。（※資料２参照）

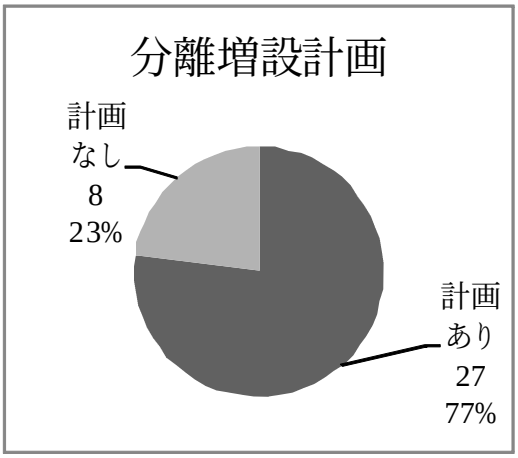

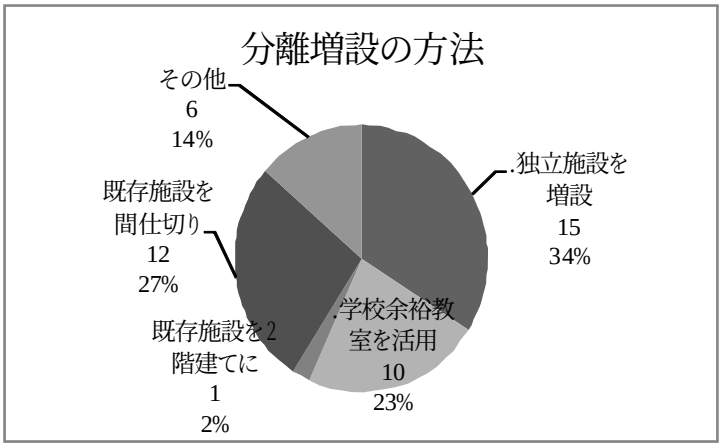

例えば、上尾市は、今年度中に新たに３カ所、来年度２カ所が分離増設し、２２小学校に対して２８カ所となる予定です。さいたま市は、今年度９カ所増やし、１０５小学校に対して１４６カ所となっています。

その一方、「入所要件の高い児童から優先順に受け入れて７０人以内で押さえる」として足きりしようとしたり、「７１人以上も受け入れる（国庫補助がなくてもよい）」という姿勢の市もあり、問題です。増設を計画している市の中でも、既設の学童保育の園庭に施設を建てるなど保育環境の悪化を伴う形で解決をを図ろうと考えている地域も見られます。

４，分割・新設に向けた各地のとりくみ

（１）具体的に分割・新設に踏み出している事例

１．上尾市（公設・ＮＰＯ法人あげお学童クラブの会に委託／民設民営、学童クラブの会が委託）

市役所と連協とで大規模の基準を作り、民設で５カ所増を実現！

06年度＝20カ所→07年度＝公立１、民営２増　08年度＝民営３増

市は２００４年度、庁内１１課からなる「学童保育所管理運営プロジェクトチーム」を発足、１年かけて、「入所児童は小学６年生まで。入所基準の明確化を図る」、「施設の移設・増築を順次、実施する。**適正児童数を協議し、定員を設定する**」等を提案。チームは９０人以上の超大規模クラブの視察も。

これを受けて２００６年度内に、保護者・指導員と担当課とで具体化を協議、「１クラブ適正児童数は４０人以下。児童１人当たりの生活スペース1.65㎡」「**１クラブに対応可能な児童数は６０人以下**」、大規模分割を前提として「受け入れ限度数を８０人とする」等の「検討結果」を策定。

この「検討結果」を受けて市とＮＰＯ法人あげお学童クラブの会（２００７年度に市連協が発展的に解消して設立された組織）が、大規模解消にスタート。

大石学童保育所から西上尾第一保育所（公立公営）が２００７年４月より分離。原市、大谷小学童保育所２カ所が分離（民設民営、あげお学童クラブの会に委託）。２００８年８月には大石、柏座、芝川学童保育所が分離しました。

２．さいたま市（公設民営／民設民営）

市独自の運営基準に「50人以下」を明記　３年間で28カ所増を実現！

県の「運営基準」を参考にして、さいたま市連協との協議もふまえて、市独自の「運営基準」を策定し、２００６年度に改訂した「市放課後児童健全育成事業実施要綱」の中にそれを入れ込みました。「児童１人当たり…1.65㎡を確保する」、「施設の定員を原則として１０人以上**５０人以下とするよう努める**」と明記しました。

この基準に基づいて、民家借家などの形で２００６年度１５カ所、２００７年度６カ所、２００８年度７カ所それぞれ新設・増設を図りました。また、１１カ所の学童保育が公設化されています。

（２）現在、分割・新設に向けて進行中の事例

１．坂戸市（公設・指定管理者制度によりＮＰＯ法人坂戸市学童保育の会を指定）

新設クラブは２カ所を隣接で

以前に集会所であったところを使用していたちびっこクラブ（１０２人）について、２００８年度、公設で１２０人定員の学童保育を新設。中庭を挟んで、台所、事務室、静養室、トイレ等を共有部分として２クラブとして開設。

２．草加市（公設・指定管理者制度によりＮＰＯ法人草加元気っ子クラブを指定）

「２クラス制」の試みも限界、市へ２クラブ制を要求

元気っ子クラブ（学童保育を運営するＮＰＯ法人）は、市が複数化を認めない状況の下で、緊急避難的に、2005年度から児童数を１つの施設内（学校敷地内ないし余裕教室内）で２つの単位に分ける「２クラス制」を試みてきた。市は、間仕切りなどの整備は支援。しかし、委託料は、若干の加算はするものの、複数クラブとしては認めず。

「２クラス制」試みにより、「集団が落ち着き、子どもたちに以前より人間らしい居場所をつくることができるようになった」「１人ひとりに目が行き届くようになった」。問題点として「正規指導員が自分のクラスの児童に責任を持つとともに、２クラス合わせた全体を把握しなければならず、正規指導員の負担が増え、子どもたちや父母を充分支えられているとはいえない」等。元気っ子としては、「大規模化への対応としては過渡的なもので、完全に施設を分離して、それぞれに責任を負うことのできる正規指導員を複数配置していく」ことが緊急の課題であるとしている。「現状の施設・条件の中でも可能な限り正規指導員を複数配置したい」として、元気っ子として市と交渉する一方、同時に、草加市学童保育の会や指導員会が２クラブ化・正規指導員の複数配置を求めて運動中。

３．所沢市（公設・ＮＰＯ法人所沢市学童クラブの会委託）

市と話し合いながら大規模学童保育の分割・増設の実現へ

１．大規模学童保育の現状　　大規模は５クラブ

①2008年度予算化され分割・新設となるクラブ……小手指（102名）、東所沢柳瀬（112名）
→指導員・保護者と施設に必要なものについての話し合いが行われ、着工に向け図面確認中

②2009年度予算化に市（市民経済部青少年課）が動き出しているクラブ……所沢（90名）、美原（83名）→どちらも学校敷地内、市も敷地内で検討しているが、教育委員会との調整が行われている

③2009年度予算化を実現したい（市は正式に動いていない？）クラブ……上新井（80名）
→昨年から急激に児童数が増加し、市の当初予定には入っていなかった
　来年も80名超の見込みがあるため、市へ働きかけを行いたい

２．. 個別事例①　東所沢柳瀬クラブ　分割・新設が実現しつつある

①2004年、児童増加に伴い増築（増築としたのは、もともとの土地探しでも大変な苦労があった。別の場所への建築は困難と判断し、当時増築を希望し実現した。

②2006年、過去最多の児童数100名を超え、保育が困難になってくる。指導員で話し合い、状況を保護者報告。現状を知った保護者は何度も話し合いを重ね「（新入児も含めて）全員受け入れる」方針を確認し、第２学童設立に向けて活動を始める。

③2006年度（2007年２月）、青少年課と協議する。

④早急な準備が必要なことから、第２学童実行委員会→第２学童設立委員会とし、理事も参加し活動。

ⅰ　国や県の方針の確認　　ⅱ　施設を作りたい場所決定
ⅲ　土地探し(コネクション、ローラー作戦、保護者持ち寄り)
ⅳ　議員への働きかけ(誰でもよいわけではない、見極め重要)

ｖ　青少年課を動かす(密な連絡、足を運ぶ、泣きつく、好感触地権者への同行依頼)
vi　保護者・指導員の連携　　viiあきらめないで繰り返す
⑤2007年度は青少年課も土地探し、予算化の向け活動開始。2007年12月に地権者の了解。2008年３月議会で予算通過。
⑥ただし、これまでの間に「新設する施設は指定管理者制度を導入する」との市の意向が示され。指定管理者制度導入を行わないよう求める活動を同時に行った。要望を数値で示すために保護者アンケートを実施。現在の保育環境（同じ質の保育）を維持するよう市に訴えた。
⑦2008年に入り、新設される施設に必要なものについて市からヒアリングが行われた。現在は図面の確認段階となっている。
⑧2008年７月の対市協議のあと、クラブの会と市民経済部長との(市から打診され)懇談が実現し、（予断は許されないが）必ずしも指定管理者制度を導入する予定ではないことが確認された。しかし、委託先決定のプロセスについて入札の形式は必要であり、クラブの会ではそれに向け準備を進めなくてはならない。

３．個別事例②　美原学童クラブ　予算化実現はこれから
①美原指導員会では東所沢柳瀬や小手指の活動などを事前に学習していた。2007年10月に行われたバザーの後、クラブの会会長（美原OB）より、挨拶とともに美原の大規模分割の話しがあり、多数の保護者の知るところに…。
②指導員会は保護者会とともに分割・新設への活動が必要なことを2007年度保護者会役員と確認し、2008年度特別プロジェクトとして「大規模問題ＰＪ」を立ち上げた。
③建物が古いため増築・建替えの要望を以前よりしているが、美原学童は学校内敷地に立地する関係から了解を得られず特別な改修は行われていない。
④2009年の予算化を目指し、以下の活動を行った。
⑤５月中旬、第２学童建設の方針を学校内で交渉していくことに決定(学校内に、周りは土地も高価、以前借地で転々とした経緯、道路の交通量も多い)
⑥７月上旬、学校長と会談、校内への第２学童希望を強く要望
⑦7月中旬、対市協議で訴え
７月下旬、対市協議を受けての青少年課による施設の視察に多数の保護者で対応、さらに学校内での交渉を訴える。有望な空き地（現在はウサギ小屋）を視察。
⑧８月初、青少年課を訪問、調整のため活発に意見交換

４．川越市（公設公営）
市、学童保育の会（役員代表＋指導員代表)、指導員労組の３者で「大規模」について討議
１．現状
①71人以上の大規模学童で分割できていない学童保育室＝大東西学童、霞ヶ関北学童
②すでに２学童を実現している学童保育室
・霞ヶ関学童（第二学童増設）　・南古谷学童（第二学童増設）
・高階北学童（学童に隣接する学習情報館の一部）

２．とりくみの経過

①９月24日　市から要請があり、市との**プロジェクト会議（市教育財務課、川越学童保育の会（役員代表＋指導員代表）、指導員労組）**を２年ぶりに開催

ｉ　「川越市における学童保育事業の適正化に関するプロジェクト会議設置要綱」を確認

ii　月１ペースで開催（問題の共有化など）

iii　当面緊急的なことを話し合う。来年夏までに目途を立てたい。

□大規模問題　→40人以上の大規模学童保育について討議

霞ヶ関北学童…2002年校舎建て替え時、校舎内に100名程度対応できるスペースの学童を新設。設計上分割できないことが悩み。

□250日問題　→33学童中５学童が土曜日開室している。（250日問題クリア）

その他の学童について…250日までどう引き上げていくか？

②川越学童保育の会として**学童保育の実態アンケート**を実施

保護者用、指導員用に分け大規模、４年生以上の入室、土曜保育についてなどの質問。84％の回収率　→10月末までに回答。その結果を吸い上げ対市交渉に望みたい。

５．新座市　（公設・指定管理者制度で社会福祉協議会を指定）

父母の意識を高めるために学習会からスタート

１．現在新座市の検討している方向

①学校空き教室を使う。→②学校敷地内に建てる→③学校隣接地に建てる

2009年６月までにめどをたてたい、としている。

２．新座市学童保育の会の動き（71人をオーバーしている各保育室の討議状況）

□大和田…現在ある**２部屋を使って**、「分離」しておやつを食べる等、**徐々に試行**を始めた

□東　野…夏休み後も分離の形態を続けている。はっきり分割して**２つの学童に**した方がよいと思う（指導員の感想）

□新　堀…**大規模対策委員会**を作り、市に対して要望書を提出した。

□第　四…学校として教室が足りなくなってきている現状もあり、空き教室利用の現在の施設は出て行く方向で検討されている。市も何カ所か候補を考えており、隣接地で道路が通せるかどうかなどを検討中。学校と離れたところでも学区中心地ならどうかなども考える。

□新　開…役員会のテーマにあげて検討。対策委などの立ち上げは委員会の負担が心配で、まだ検討中。

□新座市学童保育の会として**大規模化対策委員会（保育環境を考える会）**を設置し、当面**学習会の開催**について検討する予定

３．11月６日（木）　学習会「やっぱり分けてよかった！大規模学童」

内容　実際に分けた２つの学童の話を聞く

①市外の学童保育室、どんなかな？　草加市の分割を実現した学童保育室の指導員・保護者

②みつばち（東野保育室）の分離（２クラス制）の取り組み報告「ここがよかった！ここはもうちょっと…」

６．北本市（公設・父母会の連合体である学童保育連絡協議会に委託）
議員の力も借りながら

１．現状市内８学童の内、４学童が71人を超過（2008年7月現在）
市条例に「１小学校区１学童保育室」、「対象を小学校低学年とする」があり、大規模分割問題の障壁となっている。

２．2010年度、西学童保育室について、老朽化した現施設を改修工事を契機に2クラブ化へ

３．取り組み・活動
①北本市ＨＰに「市長への手紙コーナー」があり、大規模問題について質問
８月1日に回答がありその中に「大規模学童保育室を二分化することによりその解消を図りたい」と明言。
②９月16日、市議会で議員が大規模問題について質問、市長からの手紙を提示したところ、担当課から「そんな回答していない」と発言。市長からの回答と食い違っている。
③**10月末に「大規模問題も含めた」議員懇談会**を予定。全20議員に案内を送付。議会を巻き込む方針に１歩踏み出した。

5，分割・新設のとりくみを進めるために

（1）県連協のとりくみ

１．県に対して施設整備費（クラブ創設費・児童厚生施設整備費）の予算化を実現させます
11月13日に開催された県連協との話し合いにおいて県少子政策課は、「大規模クラブが発生するような地域には空き教室もないという話は聞いている。県としても必要性は十分認識しているので、担当課としては**何とか予算化に努力したい**」と回答しています。これを実現させるため引き続き12月24日の副知事交渉などの機会ではたらきかけます。

２．大規模問題についての情報や各地のとりくみ等を知らせてていきます。
この「討議資料」もその一環です。代表委員会などにおいても交流の場を設けます。

（2）地域連協・学童保育のとりくみ

１．学童保育を分割することは、新しい学童保育をもう１つ新たにつくるとりくみです。分割・新設は、“第２のつくり運動”の気持ちで。

２．大規模問題にとりくむための特別なプロジェクトチームをつくりましょう。
今回の問題は緊急の課題です。問題に直面している地域連協全体でとりくんでもよいですが、特別に作戦を考えるチームを作ることが効果的です。

３．特別なプロジェクトチームとして…
①まずは、大規模学童保育の問題点を共有しましょう。
②そのために、学習会やアンケートを実施し、問題点の共有や行政への要求を出し合いましょう・
③そして、今後の大規模解消のプランをつくりましょう。
それぞれの地域・学童保育の実態に合わせて要望内容は考えましょう。

４．地域連協・学童保育として市町村に対して具体的に要望を行いましょう。

５．場合によっては、自力で分割してみて、その成果と課題を行政に提示していくことも必要です。　※草加市元気っ子、新座市学童保育の会等の教訓

６．具体的に分割を進める段になると、「仲のよい子ども同士が分かれ別れになってしまう」「父母会は１つのままか、２つに分けた方がよいか」などの心配や負担の声が聞かれることもあります。これらはみんなで考えながら解決していきましょう。

（３）分割・新設に当たっての資料

１．分割・新設についての厚生労働省の見解　資料３

２．分割・新設に当たって施設整備に使える補助は？　資料４

＊　分割・新設に向けて、父母会、地域連協、指導員会で討議を！

厚生労働省の「７１人」方針を受けて市町村は現在、分割をどうするかを模索している真っ最中です。

父母会（保護者会）、地域連絡協議会、指導員会等で、①大規模による子どもたちの生活上の問題点　②どのように分割・新設をしてほしいか　③市町村への要求　を話し合い、市町村に２００９年度予算に向けてきちんとした方針を持つように働きかけましょう。

資料１　埼玉県放課後児童クラブ運営基準

（２）対象児童について
ア **小学校１年生から６年生までとする。**

イ　１年生から３年生までの受入を優先としつつ、高学年の受入を積極的に行う。
☆異年齢時の交流を行うことにより、子どもたち同士での自立心や協調性などが生まれることが期待されます。また、安全確保などで４年生以上の受入を希望される保護者もあり、原則的には、放課後児童クラブを必要とするすべての小学校児童の受け入れが必要です。
カ　保護者以外の同居人（祖父母など）が在宅の児童も対象とする。
☆児童の保護者が働いて留守となっている場合に、祖父母が家で児童の世話をしているため、放課後児童クラブには入室させないという例も数多くあります。
保護者とは、親権を有しており児童を現に監護するものであり、あくまでも保護の責務は親であることから、親の労働等により入室条件は満たすものと解します。
しかし、定員の余裕があれば承認すべきですが、待機児童がある場合については優先順位が下がることも配慮すべきです。

キ　その他、児童の生活環境や児童の発達状況等から健全育成上、放課後児童クラブが必要と認められる児童を対象とすることができる。

（３）定員及び必要面積、職員配置について
ア **必要面積**　クラブ室内の児童が生活（休息・遊び・学習など）するスペースについては、児童**１人につき設備部分を除いて1.65㎡（畳１畳分）以上**の広さを確保すること。

ウ　定　員
・　放課後児童クラブの施設は、市町村の小学校区ごとに、将来にわたる利用者需要を考慮し、必要な数を設置する。
・　定員を定める場合は、施設の面積、指導員配置数、設備の状況を総合的に検討し判断すべきものとする。

＝＝＝＝　定員の弾力化　＝＝＝＝
定員を超えた申込みがあり、定員超過保育を実施する場合は、施設の規模や指導員による指導に支障がない場合は、弾力的な受入ができるものとする。
ただし、継続的に定員を超える場合や将来の入室予定が増える見込みの場合は、定員の見直しを図るなどの措置をとることが望ましい。

エ　集団活動の規模
・　**集団活動を指導できる規模は、40人を限度**とする。**41人を超えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとる**ことが必要である。

資料2 市町村に対する大規模学童保育問題についての調査

市町村に対する大規模学童保育問題についての調査
埼玉県学童保育連絡協議会
2008年8月調べ

1. 71人以上のクラブの有無

2. 71人以上のクラブがある市町村に対して
①計画が「ある」と回答した場合↓
a.独立施設を増設する計画
b.学校余裕教室を活用して増設
c.既存施設を2階建てに増設する
d.既存施設を間仕切りして分割
e.その他

②計画が「ない」と回答した場合↓
a.受入定員を70人とする
b.入所要件の高い児童から優先順に受け入れる
c.70人に達しない他の学童保育へ移動してもらう
d.71人以上も受け入れ、市町村単独予算で予算措置
e.その他

3. 分離増設を進める上での課題
①増設する場所や施設がない
①-a適当な場所や施設がない
①-b施設整備費に関する予算が確保できな
②運営費等の予算の確保が困難
③学校余裕教室の活用が困難
④その他

4. 県・厚労省に要望したいこと
①-a独立施設整備費の予算化
①-b特例的な補助の新設
②平成22年度に補助金廃止の延期
③その他

		◎連協○保護者会などの組織	1. 71人以上クラブ			2. 分離増設計画			2-①分離増設計画あり						2-②分離増設計画なし						3. 分離増設を進める上での課題						4. 県・厚労省に要望したいこと			
			ある	ない	数	ある	ない	検討中	a	b	c	d	e	eについて	a	b	c	d	e	eについて	①-a	①-b	②	③	④	④について	①-a	①-b	②	③
1	草加市	◎	○		1	○				○		○	○	☆													○			
3	春日部市	◎	○		8	○			○			○						○			○	○					○		○	
5	越谷市		○		4	○	○		○			○									○								○	
10	杉戸町		○		1	○							○	未定									○					○		
11	松伏町	○	○		1	○			○														○		○	☆			○	
13	加須市		○		1	○						○																		
15	宮代町	○	○		2	○				○											○	○	○	○			○		○	
20	所沢市	◎	○		7	○			○												○	○		○					○	
21	飯能市	◎	○		2	○			○	○												○	○	○			○			
22	狭山市		○		1	○			○	○															○	☆				
23	入間市		○		4	○						○									○									
24	さいたま市	◎	○		4	○			○	○													○	○						☆
27	桶川市	◎	○		1	○				○																				
29	川口市		○		9	○			○		○	○									○	○	○				○	○	○	
30	戸田市		○		2	○			○	○		○									○	○	○	○					○	
33	鴻巣市	○1	○		3	○				○											○	○	○	○						☆
34	鳩ヶ谷市	◎	○		1	○						○									○	○		○						
50	ふじみ野市	◎	○		4	○			○				○	☆							○	○	○	○			○	○	○	
51	富士見市	◎	○		4	○			○				○	☆							○	○	○		○	☆	○		○	
52	新座市	◎	○		9	○			○			○	○	☆							○	○	○	○						
53	坂戸市	◎	○		2	○				○												○					○	○	○	
57	嵐山町	○1	○		1	○			○													○								☆
58	日高市	◎	○		3	○			○												○	○	○				○	○	○	
59	朝霞市	◎	○		7	○						○											○						○	
61	和光市	◎	○		2	○						○									○	○	○	○	○	☆				
65	三芳町		○		1	○				○														○					○	
66	毛呂山町	○1	○		2	○			○																		○			
9	吉川市		○		1		○								○	○					○	○	○				○		○	
14	羽生市		○		1							○											○						○	
26	北本市	◎	○		3		○									○						○							○	
35	伊奈町		○		2		○											○			○									
37	深谷市	◎	○		9			○																						
38	本庄市	◎	○		4		○								○		○				○							○		
49	川越市	◎	○		2		○											○												
54	東松山市	◎	○		1		○						○	☆															○	
55	鶴ヶ島市	◎	○		6		○											○			○	○					○		○	
63	ときがわ町	○	○		2																○							○	○	
			37	0		27	8		15	10	1	12	6		2	2	1	4			20	18	16	11	4		12	7	20	

市町村に対する大規模学童保育問題についての調査
埼玉県学童保育連絡協議会
2008年8月調べ

1．71人以上のクラブの有無

2．71人以上のクラブがある市町村に対して
①計画が「ある」と回答した場合↓
a.独立施設を増設する計画
b.学校余裕教室を活用して増設
c.既存施設を2階建てに増設する
d.既存施設を間仕切りして分割
e.その他

②計画が「ない」と回答した場合↓
a.受入定員を70人とする
b.入所要件の高い児童から優先順に受け入れる
c.70人に達しない他の学童保育へ移動してもらう
d.71人以上も受け入れ、市町村単独予算で予算措置
e.その他

3．分離増設を進める上での課題
①増設する場所や施設がない
①-a適当な場所や施設がない
①-b施設整備費に関する予算が確保できな
②運営費等の予算の確保が困難
③学校余裕教室の活用が困難
④その他

4．県・厚労省に要望したいこと
①-a独立施設整備費の予算化
①-b特例的な補助の新設
②平成22年度に補助金廃止の延期
③その他

		◎連協○保護者会などの組織	1．71人以上クラブ			2．分離増設計画			2－①分離増設計画あり						2－②分離増設計画なし						3．分離増設を進める上での課題						4．県・厚労省に要望したいこと			
			ある	ない	数	ある	ない	検討中	a	b	c	d	e	eについて	a	b	c	d	e	eについて	①-a	①-b	②	③	④	④について	①-a	①-b	②	③
2	三郷市			○																		○		○			○		○	
4	幸手市			○																										
6	八潮市			○																				○			○			
7	久喜市			○																										
8	鷲宮町			○																										
12	大利根町			○																										
16	菖蒲町			○																										
17	北川辺町			○																										
18	栗橋町			○																										
19	騎西町			○																								○		
25	上尾市			○																	○									
28	蕨市			○																										
31	行田市			○																										
32	蓮田市			○																	○	○	○				○			
36	白岡町			○																										
39	上里町			○																	○	○								
40	神川町			○																										
41	長瀞町			○																										
42	美里町			○																										
43	熊谷市			○																	○	○	○						○	
44	秩父市			○																										
45	皆野町			○																	○			○			○			
46	小鹿野町			○																										
47	横瀬町			○																										
48	東秩父村			○																	○	○							○	
56	寄居町			○																	○	○	○	○	○	☆			○	
60	志木市			○																									○	
62	小川町			○																										
64	川島町			○																										
67	鳩山町			○																	○	○							○	
68	吉見町			○																								○	○	
69	越生町			○																									○	
70	滑川町			○																										
			0	33	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		8	7	3	4	1		4	2	8	0

2－e
1)草加市：概施設に1室拡張し、2室とする。
50)ふじみ野市：民間保育所に学童を委託
51)富士見市：校舎増築に伴い増設(校舎内)
52)新座市：クラブ施設を別の場所に新設する
54)東松山市：民間学童であるため、意向を確認し検討したい。

3－④
13)加須市：学年でわけるのではなく、1～6年生までを縦割りにすること。
23)入間市：間切り設置工事中の学童運営(仮設運営)
51)富士見市：余裕教室がない
60)志木市：併設している学校に余裕教室がないため学童クラブ用に確保できる場所が不足している

4－③
27)桶川市：文部科学省との連携を強化し、学校への協力願いなど働きかけをしてほしい
33)鴻巣市：文部科学省との連携
57)嵐山町：国には補助制度があるが、県が要望しない為、市町村が制度を活用できない

資料３　分割・新設についての厚生労働省の見解

１．２００６年12月21日、来年度予算案を発表した際の厚生労働省の説明

○補助単価等の見直し
・基準開設日数の弾力化（年間２８１日以上→２５０日以上）を図り、２５０日を超えて開所する学童保育には日数に応じて加算措置（３００日を限度）を講じる。また、２００日以上２５０日未満の学童保育については、３年間の経過措置後、補助を廃止。
・子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、７１人以上の大規模クラブについては、３年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化（分割等）の促進を図る。

２．２００７年２月２３日、全国児童福祉主幹課長会議の資料として

「放課後児童クラブの運営面での向上について」
適正な人数規模（７０人以下）への移行促進では、子どもの情緒の安定や安全確保の観点から、できるだけ速やかに（３か年以内）、１クラブ当たりの児童数が多いクラブを分割し、適切なサービスの質の確保に努められたい。なお、余裕教室等の既存施設において実施していて、間仕切り等を設置してクラブを分割する場合などは改修費補助の対象となるので、その積極的な活用を図り、速やかな改善に着手されたい。

３．２００７年４月１６日　文部科学省・厚生労働省事務連絡「『放課後子どもプラン』疑義回答」

⑫専用スペース　　専用スペースとは、子どもが安心して静養又は休息できるよう、生活の場として区切られたスペースである。
　なお、間仕切り等により専用スペースを確保する場合には、生活の場としての機能が十分確保されるように留意することとし、そのため、例えば、アコーディオンカーテンや衝立により仕切ることは相応しくないと考える。
　また、放課後児童クラブ利用児童以外の入室を禁止するものではないが、生活の場であることを考慮し、常に不特定多数の児童が出入りできるスペース（空間）となることは適当ではないと考える。

⑬分割　　クラブの分割とは、①小学校の余裕教室の活用などにより別の場所にもう１つのクラブ室を設置する、②現在利用しているクラブ室に間仕切り等を設置する、などにより２つの部屋又はスペース（定義については⑫を参照）を確保し、それぞれに放課後児童指導員を配置するなど放課後児童クラブとしての要件を満たして実施することである。
　なお、分割することにより、運営費については両クラブとも補助対象となるものである。また、分割するために必要なクラブの創設経費及び間仕切り等の設置のための回収経費も補助対象となる。

資料４　分割・新設に当たって施設整備に使える補助は？

学童保育を新たに建てる場合や施設整備に関する補助金には以下のようなものがあります。

埼玉県は学校余裕教室を専用施設に改修する補助は予算化していますが、「専用施設整備費＝「クラブ創設費・児童厚生施設整備費」や「放課後児童子ども環境整備事業」については予算化していません。次年度に向けて、最重点要望として実現を働きかけていく計画です。

１．放課後児童健全育成事業のための施設の設置のため、既存施設（余裕教室）改修に要する経費

１事業当たり　７００万円　　補助率　国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3

（「埼玉県放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱」）

２．国の予算「放課後児童子ども環境整備事業」　※埼玉県は予算化していない

①「放課後児童クラブ環境改善費」

１事業当たり　100万円　　補助率　国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3

②「放課後児童クラブ障害児受入促進事業」

１事業当たり　100万円　　補助率　国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3

※補助対象は、市町村、社会福祉法人その他の者

「その他の者」には、個人、父母会やＮＰＯ法人なども含まれる。新設や分離・分割のために父母会が新たに民家・アパートを借りて、改修したり、冷暖房や冷蔵庫などを購入する場合も、補助の対象となる。

３．国の予算　「クラブ創設費・児童厚生施設整備費」埼玉県は予算化していない

１事業当たり　1,250万円　　補助率　国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3

※学童保育の専用室を建てる場合に活用できる。

市町村、社会福祉法人又は民法第３４条の規定により設立された法人が活用できる。

討議資料　大規模問題の解決をめざして

～分割・新設による適正規模の実現を！～

埼玉県学童保育連絡協議会